

認定エバンジェリスト規約

株式会社プランビー

第1条【認定条件】

原則として以下のすべての条件を満たすこと。
ただし、会社が特別に認めた場合はこの限りではない。

1. すでに認定されているエバンジェリストからの推薦があること。
2. エグゼクティブ以上のタイトルを獲得していること。
3. コンプライアンス（法令遵守）テストに合格し、タイトルバッジを取得していること。
4. エバンジェリスト講習を受講していること。
5. 最新の「プランビーへようこそ」及び「概要書面」を熟読し、必要な知識を得ていること。
6. 水の実験、デモを少なくとも3パターン程度が行えること。
7. マーケティングプランの説明ができること。
8. 三大告知義務をはじめとした法令を遵守したリクルート活動ができること。
9. エバンジェリスト講習受講から3ヶ月以内にエバンジェリスト認定試験に合格すること。
10. 見た目に清潔感があること。
11. 適切な声の大きさであること。
12. 月額料金の支払いが毎月20日までにできていること。
13. 他の連鎖販売取引もしくはこれに類するビジネス及び当社取扱商品と競合する商品の勧誘活動等をしていないこと。
14. 取次店規約第4条【登録できない方】に該当しないこと。
15. 取次店規約第9条【禁止事項】に該当する行為がないこと。

第2条【認定方法】

1. エバンジェリスト講習を受講し、受講後1ヶ月以内に認定試験（筆記）に合格すること。
不合格の場合、一度だけ追試験を受けることができる。追試験に不合格の場合は再度エバンジェリスト講習を受講すること。
エグゼクティブ昇格前にエバンジェリスト講習を受講した場合、3ヶ月以内にエグゼクティブに昇格できていない場合は、再受講を必須とする。

第3条【認定後のエバンジェリスト情報提出】

1. 『エバンジェリスト登録情報入力フォーム』からプロフィール情報及び宣材写真と紹介動画を提出すること。
紹介動画はYouTubeまたは記録メディア（SDカードやDVD）にて提出すること。
2. 名刺は会社から100枚を支給する。追加分については実費とする。

第4条【エバンジェリスト手当】

プレゼンテーションやセミナーで契約締結に関わった場合、会社から日払いでエバンジェリスト手当として20,000円（税抜）を支給する。登録申請書記載欄に、説明・プレゼンテーションを行った認定エバンジェリストの名前が記入されていることが条件となり、申告がない場合はエバンジェリスト手当は支給されない。

第5条【認定期間】

認定日より1年間とする。

期間満了日の1ヶ月前までに実績及び活動状況により更新可否を決定する。

第6条【エバンジェリスト資格の取消しと喪失】

以下に該当する場合、エバンジェリスト資格の取消しを行う。

また、資格取消しの内容により、エバンジェリスト手当支払いの停止及び既に支払い済みの場合、返還請求を求める。

1. エバンジェリストより契約解除の申し出があった場合
2. エバンジェリストとしての実績が1年間ない場合
3. 取次店規約に違反した場合
4. エバンジェリストとしてふさわしくない言動により他会員および会社の不利益をもたらした場合
5. 虚偽等により不正にエバンジェリスト手当を受給し、または受給させた場合

その他、取次店規約に準ずる。

2019年4月19日